

働き方改革 関連法セミナー



～令和4年4月1日から「働き方」が変わる～

日時 令和3年**11月17日(水)** **13:00～16:30**

開催方法 **オンライン開催** (Cisco webex meeting)

参加費無料
申込期限11/15
(月)

令和4年4月から、中小企業にもパワハラ防止措置が義務付けられるパワハラ防止対策関連法、新たに施行される育児・介護休業法など働き方改革関連法の改正ポイントや注意点を話します！

内容

第1部 講演 (13:00～16:00)

「テーマ：持続可能な企業となるため企業経営者が持つべき働き方の視点」

＜講師 大浦 綾子（おおうら あやこ）氏＞

平成14年司法試験合格、同15年京都大学法学部卒、同16年弁護士登録とともに法律事務所での執務を開始。同21年からの米国留学及び外資系企業での法務部(人事担当)勤務を経て、同23年より野口&パートナーズ法律事務所パートナー弁護士、現在に至る。

企業内弁護士として予防法務に取り組んだ経験も有し、「合法か」「適法か」だけにとどまらず、「人事労務的に企業としてどう行動するべきか」を具体的かつ分かりやすく提案、労働問題も積極的に取り扱い、労働関連法にも精通した弁護士として評価されている。自身も6歳の子どもの育児中である。



＜法改正にまつわるこんな疑問を解消します＞

- ・パワハラ防止のために重要な取組は？
- ・なんでもハラスメントと主張する従業員への対応は？
- ・コロナ禍など近年問題となるハラスメントとは？
- ・男性産休、男性育休の推進の狙いは？
- ・育児休業等を利用した従業員をどう処遇すべき？
- ・働き方改革が企業にもたらすメリットとは？

第2部 県内商工団体による支援事例紹介 (16:10～16:30)

「テーマ：商品力アップと製造工程機械化の両輪による働き方改革の実現」

発表団体：東部商工会産業支援センター（株式会社クベル（旧：平尾とうふ店）（鳥取市）の事例）

対象者

働き方改革に興味・関心のある県内企業、事業所の経営者・人事担当の方、商工団体、行政等

申込方法

方法1：①参加企業・団体名、②参加者氏名、③連絡先電話番号、をメールで送付

方法2：とっとり電子申請システムで申請（右記QRコード）



【問合せ・申込先】鳥取県 商工労働部 雇用人材局 とっとり働き方改革支援センター
電話：0857-26-7662 電子メール：hataraki-kaikaku@pref.tottori.lg.jp

【主催】鳥取県

【後援】厚生労働省鳥取労働局・鳥取県商工会議所連合会・鳥取県商工会連合会・鳥取県中小企業団体中央会
一般社団法人鳥取県経営者協会・日本労働組合総連合会鳥取県連合会・鳥取県社会保険労務士会